

議案第48号

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年鹿児島県条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表3の項(7)イ中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。